



貯水槽清掃の重要性

弊社では、貯水槽がある物件の家主様に対して、水道法34条の2の規定に則って、清掃・検査を毎年1回実施して頂くようお願いしております。

貯水槽・高架水槽の清掃・点検・水質検査を行う事は、入居者様へ「安心・安全・快適」なお住まいを提供する事の一環となります。

なお、定期的な清掃をする事で、タンク及びポンプの破損・劣化・不具合などの状況を早期に発見でき、リスク管理を兼ねています。また、下記表の国土交通省の長期修繕計画作成ガイドライン(参照)には、取替の周期が記載されております。この周期に当てはまる場合は、設備点検も合わせて、実施する事をお勧めいたします。

経年劣化を考慮した交換の目安

推定修繕工事項目	改修区分	概要・修繕周期
受水槽・高架水槽	取替	美観や機能回復を目的に取替・25年~30年
給水・排水ポンプ	取替	美観や機能回復を目的に取替・15年~20年

(国土交通省 長期修繕計画作成ガイドライン 参考)

貯水槽の管理について、容量が10m³を超える設備に関しては、簡易専用水道設備と定義されています。

この簡易専用水道設備に関して、水道法にて1年以内ごとに1回の設備清掃・設備検査・水質検査を義務付けられており、その基準に則って小規模貯水槽であっても、同様に実施すべきであると弊社としては考えております。また、水質検査結果をマンションに掲示している事は、募集案内時に大きなアピールとなります。

ご所有物件の貯水槽の清掃・点検・水質検査に関して、ご不明な点があればぜひ弊社にご相談下さい。



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 谷口